

伊勢市公報

第 398 号
 令和 4 年 6 月 6 日
 月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市リモート案内システム導入事業業務受託者選定委員会規則	7
○ 伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	17
○ 令和4年6月に支給する期末手当の特例措置に関する規則	19
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	21
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程	23
○ 市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程	25
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	32
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
○ 地籍調査の実施について	38
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	39
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	40
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	41
公 告	
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	42
○ 公示送達	43
○ 市営住宅の入居者の募集について	44
○ 公示送達	49
○ 犬の抑留について	50

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第30号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号ケ中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「公有財産等売却システム」という。）による」を「公有財産及び物品の売払いに係る」に改め、同条第 2 項第 5 号中「公有財産等売却システム」を「電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「公有財産等売却システム」という。）」に改める。

第 7 条第 1 項中「10分の 9 から10分の 7 まで」を「10分の 7 から10分の 9.2 まで」に改める。

第 8 条第 1 項中「封書にして自己の氏名、法人にあっては、法人名及び代表者名」を「これを封筒に入れて封印し、封筒に入札者の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）及び工事名、物件名等」に改める。

第 27 条第 1 項中「公有財産等売却システムによる」を「公有財産及び物品の売払いに係る」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第5条第1項及び第2項第5号、第7条第1項並びに第27条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に公告した一般競争入札及び参加者の指名をした指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び参加者の指名をした指名競争入札については、なお従前の例による。

伊勢市リモート案内システム導入事業業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和4年5月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 32 号

伊勢市リモート案内システム導入事業業務受託者選定委員会規則

(設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市リモート案内システム導入事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市リモート案内システム導入事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当事務取扱規則（平成26年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市児童手当等事務取扱規則

第2条を次のように改める。

（記録及び管理をすべき情報）

第2条 市において記録し、及び管理すべき情報は、次のとおりとする。

- (1) 受給者に関する情報
- (2) 関係書類の返戻及び保留に関する情報
- (3) 受給資格調査員証の交付に関する情報
- (4) 父母指定者の管理に関する情報

第3条中「「省令」を「「施行規則」に、「の届書の提出を受けた」を「(施行規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による届出があった」に改める。

第4条中「省令第1条の4第1項」を「施行規則第1条の4第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」に改める。

第5条中「省令」を「施行規則」に改める。

第6条の見出し中「一般受給資格者」を「一般受給者」に改め、同条中「省令第2条第1項」を「施行規則第2条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」に改める。

第7条の見出し中「一般受給資格者」を「一般受給者」に改め、同条中「省令第3条第1項」を「施行規則第3条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。第10条において同じ。）」に、「場合において」を「とき」に、「ときは」を「ときには」に、「を当該届出者」を「により届

出者」に改める。

第8条の見出し中「施設等受給資格者」を「施設等受給者」に改め、同条中「省令」を「施行規則」に改める。

第9条の見出し中「施設等受給資格者」を「施設等受給者」に改め、同条中「省令」を「施行規則」に、「場合において」を「とき」に、「ときは」を「ときには」に、「を当該届出者」を「により届出者」に改める。

第10条中「省令」を「施行規則」に、「公簿等」を「公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）」に改め、「一般受給者にあつては」を「児童手当等の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が一般受給者の場合は」に、「施設等受給者にあつては」を「受給者が施設等受給者の場合は」に、「当該児童手当等の支給を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第11条を次のように改める。

（一般受給者に係る現況届の処理）

第11条 市長は、施行規則第4条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の届書の提出を受けたとき、又は施行規則第4条第3項の規定により届書の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。

- (1) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があつたものとみなされる場合に該当すると認めるときには、認定（認定請求却下）通知書により、届出者又は受給者に通知すること。

(2) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書又は公簿等による確認をもって当該児童手当等の認定を取り消し、児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書（様式第5号。以下「消滅通知書」という。）により、届出者又は受給者に通知すること。

第12条中「省令第4条第3項」を「施行規則第4条第4項」に改める。

第13条第1項中「省令第7条第1項又は第2項」を「施行規則第7条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は施行規則第7条第2項」に改め、同条第2項中「省令第7条第1項の」を「施行規則第7条第1項」に、「児童手当等」を「当該児童手当等」に、「届出者が」を「受給者が」に、「施設等受給者の」を「受給者が施設等受給者の」に、「当該届出者」を「受給者」に改める。

第14条中「省令第9条第1項又は第2項」を「施行規則第9条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）又は施行規則第9条第2項」に、「、未支払児童手当（特例給付）支給決定（請求却下）通知書」を「未支払児童手当（特例給付）支給決定（請求却下）通知書」に、「、未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書（施設等受給者用）」を「未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書（施設等受給資格者用）」に改める。

第15条第1項中「第20条第1項」の次に「（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「ごと」を「（法第8条第4項（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）に規定する支払期月をいう。以下同じ。）」に、「当該日」を「当該申出日」に改め、同条第2項中「省令第12条の9」を「施行規則第12条の9第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」に改め、「ごと」を削り、「請求者等」を「受給資格者」に、「第21条又は第22条」を「第21条第1項若しく

は第2項又は第22条第1項（これらの規定を法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に、「徴収される」を「徴収等をされる」に改める。

第16条第1項中「ごと」を削り、「前月末日」を「前月15日」に、「当該日」を「当該申出日」に改め、同条第2項中「省令第12条の10第1項」を「施行規則第12条の10第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」に改め、「ごと」を削り、「寄附金額」の次に「又は法第22条第1項の規定に基づく徴収額」を加え、「その額」を「それらの額」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、同条第3項中「請求者等」を「受給資格者」に改める。

第20条の見出しを「(その他)」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「取消」を「取消しを行ったとき」に、「請求者等」を「請求者又は受給者」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「第10条」の次に「(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」を、「第11条」の次に「(同項において準用する場合を含む。)」を加え、「様式第13号」を「様式第14号」に、「様式第14号」を「様式第15号」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「法第8条第4項に規定する」を削り、同条第2項中「様式第11号」を「様式第12号」に、「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同条第3項中「申請」を「請求」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 市長は、法第22条第1項の規定に基づく児童手当等からの保育料の徴収（以下この条において「特別徴収」という。）をするとき、児童手当（特例給付）に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書（様式第11号）により、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、児童手当（特例給付）に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。
- 3 特別徴収の額は、各支払期月に支給される児童手当等の額（法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき徴収等をされる額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この項において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

「支給決定

様式第8号中 未支払 児童手当通知書（施設等受給者用
請求却下

「支給決定

) を 未支払児童手当通知書（施設等受給資格者用） に、
請求却下」

「付」を「付け」に改める。

様式第14号中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第13号中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第12号中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第11号中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第 11 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

伊勢市長



児童手当

に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書

特例給付

児童手当法第 22 条第 1 項の規定に基づく申出のあった費用について、下記の

児童手当

とおりにから徴収する（支払う）こととしますので、通知します。

特例給付

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から 徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市児童手当等事務取扱規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和4年6月以後の月分の児童手当等の支給等に関する事務処理について適用し、同年5月以前の月分の児童手当等の支給等に関する事務処理については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市児童手当事務取扱規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則に定める様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和4年5月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第34号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 手話通訳士の項の次に次のように加える。

障害者支援専門員	介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師又は保健師の資格のうち、いずれか1つを有する者	1	53	61
----------	--	---	----	----

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年6月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布
する。

令和4年5月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第35号

令和4年6月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(端数計算)

第1条 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年伊勢市条例第7号。以下「改正条例」という。）附則第2項（改正条例附則第3項及び第4項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する基準額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げ、改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(雑則)

第2条 この規則に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 36 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 4 年 6 月 30 日」を「令和 4 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月18日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第7号

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）
の一部を次のように改正する。

第107条第1項第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月24日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第8号

市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院当直規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「、臨床検査技師及び一般事務員」を「及び臨床検査技師」に改める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

伊勢市告示第 102 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、大倉うぐいす台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 岩 崎 一 男

伊勢市大倉町 1553 番地 8

変更後 中 村 守

伊勢市大倉町 1553 番地 90

伊勢市告示第 103 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
出雲町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 坂 口 政 仁

伊勢市中島 1 丁目 8 番 5 号

変更後 中 村 敏 明

伊勢市浦口 1 丁目 5 番 12 号

伊勢市告示第 104 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	倉 林 俊 文
	伊勢市川端町 81 番地
変更後	倉 井 昭
	伊勢市川端町 66 番地

伊勢市告示第 105 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
倭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 4 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 河 野 勝 敏

伊勢市倭町 122 番地 2

変更後 作 野 利 明

伊勢市倭町 168 番地 8

伊勢市告示第 106 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、中島旭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	出 口 訓 也
	伊勢市中島 2 丁目 7 番 1 号
変更後	浦 田 晴 記
	伊勢市中島 2 丁目 6 番 6 号

伊勢市告示第 107 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、浦口自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 橋 爪 正 明

伊勢市浦口 2 丁目 2 番 7 号

変更後 鈴 木 保 久

伊勢市浦口 1 丁目 15 番 3 号

伊勢市告示第 108 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、桜が丘自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

主たる事務所

変更前

本会の事務所は、会長宅とする。

変更後

本会の事務所は、伊勢市中村町桜が丘 131 番地 3 とする。

伊勢市告示第 109 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

規約に定める解散の事由

変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合。ただし、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得たとき。

変更後

- (1) 地方自治法第 260 条の 20
- (2) 総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の議決

伊勢市告示第 110 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中小俣自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 村 良 憲
	伊勢市小俣町元町 1090 番地
変更後	吉 岡 巧
	伊勢市小俣町元町 1130 番地

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 4 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西野 佐 与 武

伊勢市神久 4 丁目 10 番 7 号

変更後 中 瀬 一 仁

伊勢市神田久志本町 834 番地 6

伊勢市告示第 112 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下小俣自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 4 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 幸 一

伊勢市小俣町元町 192 番地 5

変更後 藤 原 治

伊勢市小俣町元町 1203 番地 2

伊勢市告示第 113 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日
令和 4 年 5 月 13 日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
河崎 3、神久 1、神久 2、古市及び久世戸
- 4 調査期間
令和 4 年 5 月 27 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、竹ヶ鼻町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 5 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	柿 本 隆 宏
	伊勢市竹ヶ鼻町 98 番地 36
変更後	四 ツ 谷 元 史
	伊勢市竹ヶ鼻町 42 番地 1

伊勢市農業委員会告示第6号

伊勢市農業委員会第22回定期総会を次のとおり招集します。

令和4年5月23日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年5月31日（火）14時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2階講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 令和3年度伊勢市農業委員会事業報告について
 - 議案第2号 令和4年度伊勢市農業委員会事業計画（案）について

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和4年5月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
430	ハシモト設備	度会郡玉城町妙法寺 23番地2	令和4年5月20日

伊勢市公告第 41 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、東大淀地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 中 井 栄 一

変更後 上 井 信 男

伊勢市公告第 42 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 43 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和 4 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

令和 4 年 6 月 3 日（金曜日）から 6 月 16 日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

伊勢市営住宅等管理事務所（F E 住宅管理共同企業体）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	单身	家賃 ※ 2
倭隠岡団地	倭町 19 番地 1	RC 造 4 階建	2 階	3 DK	1	×	20,700 円～ 40,700 円
一之木 第 2 団地	一之木 4 丁目 2 番 33 号	PC 造 3 階建	1 階	3 DK	1	×	16,000 円～ 31,400 円
浦口団地	浦口 4 丁目 28 番 5 号	RC 造 3 階建	1 階	3 DK	1	×	23,500 円～ 46,200 円
宮中横団地	浦口 4 丁目 32 番 36 号	RC 造 3 階建	1 階	2 DK	1	○	17,100 円～ 33,700 円

二俣団地	二俣3丁目 10番12号	RC造 3階建	1階	2DK	1	○	17,800円～ 35,100円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	1階	3DK	1	×	22,100円～ 43,300円
			2階	2DK	1	○	16,900円～ 33,100円
竹ヶ鼻 第1団地	竹ヶ鼻町 99番地5	RC造 4階建	3階	3DK	1	×	23,600円～ 46,400円
旭団地	旭町49番地1	RC造 4階建	2階	3DK	1	×	21,700円～ 42,600円
			2階	2DK	1	○	16,600円～ 32,600円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※2
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	RC造 6階建	1階	2DK	2	○	19,800円～ 38,800円

※1 PC：コンクリート板プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以

下となります。

- ・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて次の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者（パートナーを含む。）及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・パートナー・・・三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ公正証書等受領証の交付を受けた者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

(ア) 60歳以上の者

(イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）

(ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）

(エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）

(オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）

(カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）

(キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）

(ク) 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）

(ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）

(コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に該当する者）

(サ) DV被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による一時保護者若しくは保護終了日から5年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から5年を経過していない者）

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

(ア) 60歳以上の単身世帯、いずれか一者が60歳以上の夫婦[※]のみの世帯又はいずれもが60歳以上である親族からなる世帯

※ 夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者（パートナーを含む。）及び婚約者を含む。）

(イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯

(ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

5 申込方法

伊勢市営住宅等管理事務所で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 令和4年7月9日(土)

※ 受付は、午後1時30分から午後1時55分まで(時間厳守)

※ 入居抽選会及び説明会は、午後2時から午後4時30分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2階多目的ホール

7 入居時期

令和4年8月1日以降

8 問合せ先

伊勢市営住宅等管理事務所 (F E住宅管理共同企業体)

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部住宅政策課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 44 号

公 示 送 達

下記の者の納期限変更告知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第45号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和4年5月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町松下	雑種	白	雌	中	91日 以上	

2 抑留した日 令和4年5月24日

3 抑留期限 令和4年5月31日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）